

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		都市計画法第 65 条第 1 項による建築等の制限	
根拠条例・規則等名		都市計画法	
条 項		第 65 条第 1 項	
所 管 部 課		土木部 広域道路推進室（電話：048-829-1501）	
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (個々の事案について個別的な判断をせざるを得ない場合があり、具体的な処分基準を設定することが困難であるため。)	
	設定等年月日	年 月 日設定	年 月 日最終改正
備 考		対象は次の 3 路線とする。 ・さいたま都市計画道路事業 1・4・2 号 高速埼玉中央道路 ・さいたま都市計画道路事業 3・1・4 号 新大宮バイパス線 ・さいたま都市計画道路事業 3・1・5 号 上尾バイパス線	